

令和 5 年度

飯島町財政健全化及び
経営健全化審査意見書

飯島町監査委員

令和 5 年度飯島町財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

令和 5 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算（以下「令和 5 年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第 2 審査の期間

令和 6 年 8 月 2 日 1 日間

第 3 審査の方法

審査に付された令和 5 年度決算に係る健全化判断比率が関係法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては、関係職員の説明を聴取し必要と認める審査を実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下表、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

健全化判断比率	令和 5 年度	令和 4 年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	—	20.0	30.0
③実質公債費比率	8.0	8.4	25.0	35.0
④将来負担比率	29.4	42.1	350.0	

※「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

※ 実質公債費比率は 18.0％以上になると、地方債許可団体に移行する。

※ 令和 5 年度数値は速報値

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和 5 年度の一般会計の実質収支額は、1 億 4,375 万円の黒字であり、良好な状態にあると認められた。

(2) 連結実質赤字比率について

令和 5 年度の全会計を対象とした実質収支額は、1 億 7,679 万円の黒字であり、良好な状態にあると認められた。

(3) 実質公債費比率について

令和 5 年度の実質公債費比率は、0.4 ポイント低下し 8.0%で、早期健全化基準 25%を下回る水準にある。

地方債許可団体移行基準である 18.0%を超えないように、引き続き繰り上げ償還等の適切な措置が求められる。

(4) 将来負担比率について

令和 5 年度の将来負担比率は 29.4%で、早期健全化基準の 350%と比較すると健全状態にある。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和 5 年度飯島町上下水道事業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

令和 5 年度飯島町水道事業会計及び下水道事業会計決算（以下「令和 5 年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第 2 審査の期間

令和 6 年 8 月 2 日 1 日間

第 3 審査の方法

審査に付された令和 5 年度決算に係る資金不足比率が関係法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては、関係職員の説明を聴取し必要と認める審査を実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下表、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
資金不足比率 (水道事業)	—	—	20.0 %
資金不足比率 (下水道事業)	—	—	

※「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

2 個別意見

決算審査意見書に記載した各事業会計の財務の短期流動性を示す実質流動比率は、上水道事業 274.1%、下水道事業 47.7%となる。

令和 5 年度の各事業会計は、共に資金不足となっていないことを認めた。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。